平成 年 月 日

日進グリーンハイツ自治会長殿

住所

氏名 印

電話

# 建築工事及び現況変更申請書

『日進グリーンハイツ建築協定』に基づき、建築工事及び、石積変更除去、宅地形質の変更等の工事について、下記の通り施工しますので、申請致します。

記

1. 場 所: 日進グリーンハイツ 号地( 邸)

日進市岩崎町竹ノ山149-

2. 工事の期間 : 自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

3. 工事の種別 : 新築 増築 改築 造成 その他( )

4. 添付図: 平面図 立面図 配置図 造成図面 (1部)

平成 年 月 日

## 隣地承諾書

今般、日進グリーンハイツ(日進市岩崎町竹ノ山149- )内に、別添の図面の通り、新築をしますので、これにより隣地の皆様から苦情が生じた場合は、仕儀に於いて、全責任を持って解決することを誓約致しますので、ご承諾下さいますようお願い申し上げます。

申請者 住所

氏名 印

電話

上記について、承諾致します。

隣地所有者 住所

氏名 印

隣地所有者 住所

氏名 印

隣地所有者 住所

氏名 印

隣地所有者 住所

氏名 印

日進グリーンハイツ自治会長殿

住所

氏名 印

電話

### 建築同意願

今般、下記建築物を建築するにあたり、貴自治会の規約及び日進グリーンハイツ建築協定を遵守して建築しますので、建築同意を、お願い申し上げます。

記

・建築場所 : 日進市岩崎町竹ノ山149-

・建築号地 : 号地

· 建築用途 : 一戸建住宅

・建築構造 : 造 階建

・建築面積 : 延床面積 m<sup>2</sup>

・添付図面 : 建物平面図・立面図・配置図、造成図面(各1部)

なお、建築中に貴自治会の皆様に、迷惑をおかけした場合は、当方にて責任をもって解 決致します。

上記申請者の建築について、同意致します。

平成 年 月 日

日進グリーンハイツ自治会

会長

#### 諸工事に関する誓約書

日進グリーンハイツ自治会長殿

- 1. 住民の安全を考え、日進グリーンハイツ内では工事車両の低速運転を遵守し、作業時間の延長(日没後の作業)による住民への迷惑なき様工事計画をし、その旨を各作業者に徹底指示指導し注意します。 (住民優先通行)
- 2. 3.5~6 mの狭い道路事情を考慮し、更に道路・埋設管・側溝・住宅の塀、壁など損壊の恐れのあるすべての大型車、及び特殊車両は通行を禁止する。損壊のあった時は、ただちに修理・修復します。 (大型車等の通行禁止)
- 3. 工事中は、砂・砂利・土・木材・建築資材・ゴミ等は道路に置かない。やむを得ず一時的に置く場合は、自治会長に報告し、通行の支障なく、道路を汚さぬ様に注意します。
- 4. 側溝等に土砂・セメント・ゴミ等を流さない。万一流出の場合には早急に処理します。
- 5. 隣接の居住者、土地所有者及び自治会長に工事開始の挨拶を行なう。また、工事完了時には自治会長に報告し確認を得ます。 尚、右記の通り工事責任者の連絡先を明確にしておきます。
- 6. 隣地使用の場合は、必ず隣地使用承諾書を取り、その写しを自治会長に提出します。
- 7. 隣家に迷惑行為(境界線の侵害・フェンス・塀等の破壊、及び激しい騒音・振動・土 砂・雨水の流入)のない様厳重に注意します。
- 8. 建築物の平面図・立面図・断面図を各1部ずつ自治会長に提出します。
- 9. 施主は保有車両分の駐車スペースを確保します。(地域内道路全面駐車禁止)
- 10. 当地域内は特殊な地域的条件もあり、建築に当たっては、樹木等自然環境を、できる限り害しない様、伐採時には特別の考慮を払います。(可能な限り残すこと)

- 11. 掘削整地工事に当たっては、隣接する住宅及び空地に、危険を生じたり侵害したりしない様、厳重注意を払い業者末端まで指示徹底します。特に崖地の掘削工事の場合は、土砂の流出流入のない様、格別に厳重注意します。
- 12. 日進グリーンハイツ内における宣伝行為については、一切これを行ないません。 また、宣伝用の看板・垂れ幕・旗等及び現地見学会等も、一切行ないません。

上記事項を、施主及び施工業者の責任の元に、違反なき様厳守します。もし違反した場合には、違反事実がなくなるまで建設工事を中止し、自治会の指示に従います。

(注・上記事項事項及び建築協定に違背があった時は、損害規模により別途損害金の請求 又は、、浄化槽の利用を拒否する事があります)

以上

平成 年 月 日

施 主 住 所

氏 名 印

電 話

施工業者 住 所

工事責任者

連絡先 (電話番号)

緊急連絡先 (電話番号)

## 諸工事に関する注意事項

以下の事項を遵守して工事をしてください。

記

- 1. 工事中は、砂・砂利・土・木材・健在等を原則的には、道路に置かないこと。 やむを得ず一時的に置く場合は、自治会長に報告し、通行の支障のないように整理 をして置くこと。 また、道路を汚さないように、必ず下に敷物を敷くこと。
- 2. 道路、側溝等に、土砂・セメント・コンクリート・セメント洗い水等を絶対に流さないこと。
- 3. 歩道、側溝等に、車両を乗り入れる場合は、十分な養生をして尊称しない様に十分注意すること。
- 4. 工事中に発生した残材・残土・樹木等を日進グリーンハイツ内の他の場所に絶対に放置しないこと。
- 5. 工事完了後は、清掃を完全にすること。
- 6. 工事中は、災害に十分注意し、他の入居者の安全を考え、火の始末・転落防止策・落 石等がおこらないようにすること。
- 7. 道路の通行止めがないように、工事計画をすること。
- 8. 隣地の構造物等を損傷しないように、十分注意すること。
- 9. 日進グリーンハイツ内における、宣伝行為については、一切禁止致します。 また、宣伝用の看板・垂れ幕・旗等及び現地見学会等は、厳禁と致します。

以上